

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 7 日

緊急事態措置区域の都道府県 衛生主管部（局） 御中
（愛知県・福岡県）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（令和3年4月23日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「集中的実施計画」という。）の実施や緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域における重点的検査等を実施していただいております。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、緊急事態措置を講ずべき区域として、愛知県及び福岡県が定められました。新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）においては、緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組むとされ、高齢者施設等従業者の検査等については、「感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施」、「区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施」を行うこととされています。

これを受けて、緊急事態措置区域に指定された都道府県におかれましては、引き続き、高齢者施設等の重点的検査等について、一層の取組を推進いただきますようお願いいたします。

記

1. 高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施

高齢者施設等の従事者等に対する集中的な検査については、これまで緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に定められた都道府県等においては、「緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」及び「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（令和3年4月5日、同月9日、同月16日及び同月23日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示しした基本的な考え方を踏まえ、週に1回程度、少なくとも2週間に1回程度の頻回検査を実施していただいております。

まん延防止等重点措置区域から緊急事態措置区域となった都道府県等においては、まん延防止等重点措置として実施していた高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施については、原則として継続していただき、頻回検査の実施期間については、まん延防止等重点措置を実施すべき期間として定められた最初の日から緊急事態措置を実施すべき期間の終了する日までとしてください。地域の感染状況等を踏まえ、実施区域を拡大することは差し支えありません。

また、今般、まん延防止等重点措置を経ることなく、緊急事態措置区域に定められた都道府県等においては、地域の感染状況（おおむねまん延防止等重点措置の措置区域に相当する程度）等に応じて、適切な区域を設定し、当該区域における検査の頻回実施をお願いします。頻回検査の対象施設や対象者、検査の頻度については、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を踏まえ、設定してください。

緊急事態措置として新たに講ずる頻回検査の内容や実施区域の拡大等集中的実施計画の見直しを行っていただき、別添1により、5月12日までに提出してください。なお、実施期間の変更以外に計画の内容に変更が無い場合は、再度の提出は不要です。また、頻回検査の実績については、引き続き、別添2により、毎週月曜日に報告いただくようをお願いします。

なお、「4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について」（令和3年4月23日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえ、対象施設に実際に検査を受けていただけるよう、周知徹底や働きかけを十分に行い、できるだけ多くの高齢者施設等に検査を受けていただくための取組を行っていただくようお願いします。

2. 歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査

緊急事態措置区域である都道府県等においては、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組、並びに下記①及び②の内容を踏まえて、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査を実施してください。

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kanrakugai_houkokusyo.pdf)

- ①検査の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染が確認された従業員の濃厚接触者に限らず、同じ店舗等で働いていた従業員も含め実施するとともに、従業員の行き来がある他店舗等の従業員等についても重点的に実施してください。さらに、歓楽街等で感染拡大の予兆を探知した場合には、探知した内容等に応じ、速やかに重点的な検査を実施してください。
- ②緊急事態措置区域の都道府県等は、歓楽街等への重点検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告については、別紙3により、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分及び特別区の実績の取りまとめをお願いします。

都道府県から厚生労働省への報告は、1.と同様に、毎週月曜日に所定の様式（別添3）により報告してください。

以上